

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入の皆さんへ

交通事故などに
遭ったとき

▼早めに届出を

交通事故やけんかなど、本人以外の第三者（以降「第三者」）の行為によってケガをした場合や飲食店での食中毒や購入した食品などが原因の疾病の治療をする場合にも、保険証を使って治療していただけます。

そのときは、すみやかに医療機関への窓口へ申し出るとともに、国保・後期高齢者医療の係へも届出をすることが義務付けられています。

届出がない場合、医療機関からの診療報酬明細書の確認を行い、その結果、第三者による負傷・疾病の可能性がある場合には、世帯主の方には「負傷・疾病原因届」の提出を依頼しています。その際にはご協力をいただきますようお願いいたします。

▼国保・後期高齢者医療は一時立替払い

交通事故などでケガをし、その原因が第三者にある場合、これらに伴う治療費は本来、第三者が支払わなければ

なりません。しかし、国保・

後期高齢者医療では「被保険者の治療を受ける権利」を保障するということから、一時立替払いの形とし、後から第三者に請求することになります。ただし、第三者から治療費を受け取っている場合は、国保・後期高齢者医療の立替はできません。

▼示談をする前に

国保・後期高齢者医療の係に届出をする前に示談が成立してしまうと、国保・後期高齢者医療が第三者に請求できなくなり、被保険者へ不当利得返還請求をする場合があります。示談をする前に必ずご相談ください。

なお、届出に必要なものについては、国民健康保険係、後期高齢者医療係までご相談ください。

■問い合わせ

町民課

☎893-1117

平成31年度 河川愛護モニター（仁淀川）募集のお知らせ

国土交通省高知河川国道事務所では、仁淀川を管理するうえで欠かせない地域の方々との連携を深めるため、平成31年度河川愛護モニター（仁淀川）を募集します。

▶活動内容

- ・仁淀川（指定の区間）を機会あるごとに見る
- ・河川の状態について気がついたことを連絡する
- ・河川愛護モニター連絡会議に出席する

▶応募資格

- ①川に接する機会が多く、河川愛護に関心がある方
- ②仁淀川の近隣に住んでいる方
- ③満20歳以上の方

▶募集期間

平成31年2月28日(木)まで

▶応募方法

Eメール(skr-kouchi52@mlit.go.jp)、郵送又はFAX ※ご希望の方は応募要綱を用意しておりますので、HPからのダウンロード、または下記の連絡先にTEL、FAXでご連絡いただければ郵送いたします。

▶モニター期間

平成31年4月1日～平成32年3月31日

▶モニター謝金

月額 2,800円

■連絡先 高知河川国道事務所 〒780-8023 高知市六泉寺町96-7
TEL:088-833-6904 FAX:088-831-8570
HP: http://www.skr.mlit.go.jp/kochi/
仁淀川出張所 〒781-0301 高知市春野町弘岡上1992
TEL:088-894-2044 FAX:088-894-2144

皆様からのご応募をお待ちしております。

有料広告

内科
外科
小児科
循環器内科
消化器内科
リハビリテーション科
人工透析

医療法人 森木病院
光生会

院長 森木光司

吾川郡いの町3674 TEL (088) 893-0014